

第20回青梅市選挙管理委員会日程

令和8年1月26日
午前10時00分
市役所6階
601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 衆議院議員選挙（東京都第25区）立候補届出関係書類審査終了者について
- 3 議 事 議案第42号 在外選挙人名簿登録者の登録決定について
議案第43号 選挙人名簿登録者の決定について
議案第44号 選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第45号 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について
議案第46号 市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について
議案第47号 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行について
- 4 その他 (1) 衆議院議員選挙における委員関係日程表について
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和8年1月27日（火）午後6時30分
会 場 市役所6階 選挙管理委員会事務室
議 題 衆議院（小選挙区）議員選挙（東京都第25区）青梅市開票区における候補者氏名等掲示順序決定のくじについて
(3) その他

在外選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、別紙在外選挙人名簿登録申請者一覧の1人（女1人）を本市の在外選挙人名簿に登録決定する。

令和8年1月26日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

第三十条の五 年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時にけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2～3（省略）

4 年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

5～6（省略）

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前二項の規定にかかわらず、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転を行わない。

4～5（省略）

○ 公職選挙法

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

○ 公職選挙法

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3 (省略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、第5条第1項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりである。

- | | | |
|---|---------------------|-----------------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 2, 215人 |
| 2 | 同 | 3分の1の数 36, 901人 |

令和8年1月26日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

諸請求に要する選挙権を有する者の数

根拠法令	条項	項 目	必要数
地方自治法	第74条第5項	条例の制定または改廃の請求とその処置	50分の1
	第75条第5項	監査の請求とその処置	
	第76条第4項	議会の解散の請求とその処置	3分の1
	第80条第4項	議員の解職の請求とその処置	
	第81条第2項	長の解職の請求とその処置	
	第86条第4項	役員の解職の請求とその処置 ※役員：副市長、選管委員、監査委員等	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第2項	解職請求 ※教育長または教育委員	
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第1項	合併協議会設置の請求 ※単独請求	50分の1
	第5条第1項	合併協議会設置の請求 ※同一請求	

市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第15項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数は次のとおりである。

選挙権を有する者の総数の6分の1の数 18,451人

令和8年1月26日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川鍋信夫

○ 市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会設置の請求)

第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

2～4（省略）

5 前項のすべての回答が**合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合には**、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を發した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ**議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。**この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

6～8（省略）

9 第五項の規定による議会の審議により、**合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には**、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、**選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、**合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

12～20（省略）

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2～4（省略）

6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二の二の二第一項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

7～10（省略）同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村（以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。）の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

12～14（省略）

15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

16～33（省略）

衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行につ
いて

令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における必要事項を次のとおり定める。

令和8年1月26日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

《投票管理者および同職務代理者の選任》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により投票管理者および同職務代理者を選任する。

《期日前投票所の投票管理者および同職務代理者の選任》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 5 項により適用される第 37 条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 により適用される第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者および同職務代理者を選任する。

《各投票区の投票所、指定投票区および指定関係投票区、投票所閉鎖時刻の繰上げ》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、各投票区の投票所を定めるとともに、同法第 40 条第 1 項但書の規定により、第 20 投票区の投票所を閉じる時刻を 2 時間繰り上げる。

また、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 26 条第 1 項の規定により、指定投票区および指定関係投票区を定める。

《期日前投票所》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条および第 40 条第 1 項ただし書の規定により、期日前投票所を定める。

《在外期日前投票所》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所を定める。

《開票場所および日時》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により、開票場所および日時を定める。

《開票管理者および同職務代理者の選任》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、開票管理者および同職務代理者を選任する。

《開票立会人のくじを行う場所および日時》

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により、開票立会人のくじを行う場所および日時を定める。

投票所一覧

投票区名	投票所建物名称	所在地	指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	天ヶ瀬体育館	青梅市天ヶ瀬町1111番地の1		○
第2投票区	青梅市立第一小学校体育館	青梅市本町223番地		○
第3投票区	青梅市役所	青梅市東青梅1丁目11番地の1	○	
第4投票区	青梅市大門市民センター体育館	青梅市大門2丁目288番地		○
第5投票区	青梅市新町市民センター	青梅市新町4丁目17番地の1		○
第6投票区	青梅市今井市民センター体育館	青梅市今井2丁目908番地の1		○
第7投票区	千ヶ瀬町自治会館	青梅市千ヶ瀬町3丁目389番地		○
第8投票区	青梅市立河辺小学校体育館	青梅市河辺町5丁目24番地		○
第9投票区	友田町自治会館	青梅市友田町4丁目206番地		○
第10投票区	青梅市立第二小学校	青梅市長淵4丁目437番地		○
第11投票区	駒木町会館	青梅市駒木町1丁目2番地の1		○
第12投票区	日向和田2丁目自治会館	青梅市日向和田2丁目371番地の1		○
第13投票区	畑中公会堂	青梅市畑中2丁目548番地の1		○
第14投票区	梅郷3丁目自治会館	青梅市梅郷3丁目756番地の3		○
第15投票区	柚木町2丁目自治会館	青梅市柚木町2丁目312番地の1		○
第16投票区	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾3丁目903番地の1		○
第17投票区	二俣尾5丁目第2自治会館	青梅市二俣尾5丁目1614番地		○
第18投票区	青梅市沢井市民センター	青梅市沢井2丁目682番地		○
第19投票区	御岳会館	青梅市御岳2丁目294番地		○
第20投票区	御岳山ふれあいセンター	青梅市御岳山38番地の2		○
第21投票区	富岡1丁目自治会館	青梅市富岡1丁目93番地		○
第22投票区	青梅市小曾木市民センター	青梅市小曾木3丁目1656番地の1		○
第23投票区	黒沢2丁目第1自治会館	青梅市黒沢2丁目783番地の1		○
第24投票区	成木2丁目公会堂	青梅市成木2丁目311番地の1		○
第25投票区	青梅市成木市民センター	青梅市成木4丁目644番地		○
第26投票区	成木7丁目自治会館	青梅市成木7丁目1204番地の5		○
第27投票区	青梅市立第四小学校体育館	青梅市東青梅6丁目1番地の1		○
第28投票区	新町7・8・9丁目自治会館	青梅市新町8丁目5番地の5		○
第29投票区	青梅市立霞台小学校体育館	青梅市新町1丁目35番地の1		○
第30投票区	青梅市立若草小学校体育館	青梅市新町1丁目15番地の1		○
第31投票区	青梅市東青梅市民センター体育館	青梅市師岡町3丁目9番地の6		○
第32投票区	青梅市立藤橋小学校	青梅市藤橋3丁目13番地の1		○
第33投票区	青梅市立新町中学校体育館	青梅市新町5丁目20番地の1		○
第34投票区	河辺北会館	青梅市河辺町10丁目16番地の12		○

期日前投票所の 建物名称	所在地	当該期日前投票所を 設ける期間および時間
青梅市役所	青梅市東青梅1丁目11番地の1	1月28日～2月7日 午前8時30分～午後8時
青梅市中央図書館	青梅市河辺町10丁目8番地の1	2月3日～2月7日 午前9時～午後8時

期日前投票所の建物名称	所在地
青 梅 市 役 所	青梅市東青梅1丁目11番地の1

- 1 開票場所 住友金属鉦山アリーナ青梅（青梅市総合体育館）
東京都青梅市河辺町4丁目16番地の1
- 2 開票日時 令和8年2月8日 午後9時

開票立会人のくじを行う場所および日時

- 1 場 所 青梅市役所 2 階会議室
東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1
- 2 日 時 令和 8 年 2 月 5 日 午後 6 時開始

令和8年2月8日執行 衆議院議員選挙 委員関係日程表

月日	曜日	行事名	時間	場所	出席者
1月23日	金	(衆議院解散)			
1月24日	土				
1月25日	日				
1月26日	月	委員会(基準日・登録日)	10:00	601会議室	委員長、委員
1月27日	火	委員会(氏名くじ引き)	18:30	選管事務室	委員長、委員
1月28日	水	市役所期日前投票所投票管理者	8:15	201-202会議室	委員長
1月29日	木				
1月30日	金	当日投管・職代説明会	14:00	204-206会議室	委員長
1月31日	土	市役所期日前投票所投票管理者	8:15	201-202会議室	根本委員
2月1日	日				
2月2日	月				
2月3日	火	市役所期日前投票所投票管理者	8:15	201-202会議室	山下委員
2月4日	水	外部立会人	10:30	聖明園寿荘	委員長
2月5日	木	市役所期日前投票所投票管理者	8:15	201-202会議室	桑原委員
		外部立会人	14:00	あゆみえん	山下委員
		委員会(開票立会人決定)	18:00	204会議室	委員長、委員
2月6日	金				
2月7日	土				
2月8日	日	選挙期日集合時刻	8:30	選管事務室	委員長、委員
		委員会(名簿抹消)	10:00	選管事務室	委員長、委員
		選挙立会人説明会	14:00	2階会議室	委員長